

能勢町における障害者就労施設等からの物品等調達方針

平成27年6月4日策定

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達法」という。）第9条の規定に基づき、能勢町における障害者就労施設等からの物品等調達方針（以下「調達方針」という。）を定め、本町における障害者優先調達の一層の推進を図り、障がい者の経済的な自立を促進する。

2 用語の定義

本調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 調達方針の適用範囲

本調達方針は、本町の全ての組織が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等とは、障害者優先調達法第2条第4項に規定する障害者就労施設等とする。

5 調達の対象品目

本町において調達を推進する物品等については、次のとおりとする。

（1）物品

食品類、紙製品、織製品、小物雑貨、生活雑貨等、障害者就労施設等が提供可能な物品

（2）役務

資源回収・分別作業、施設等の清掃、除草作業、施設等での配膳・下膳、パソコンデータ入力、郵便物等仕分け等、障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

（1）本町の障害者就労施設等への発注の内、複数の施設等で取り扱っている物品等や複数の施設等で物品等を提供することで質の向上、供給の円滑化を図ることができるものは、障害者就労施設等にて構成する「能勢町障害施設等連絡会」を共

同あっせん仲介窓口として、受注方法の調整や調達等が可能かの確認を行うものとする。但し、物品等により障害者就労施設等が特定されるものについては、能勢町障害施設等連絡会の仲介を行わず、当該障害者就労施設等に対し発注するものとする。

- (2) 障害者就労施設等が提供可能な物品等について情報を収集し、庁内各部署に情報提供を行うことで障害者就労施設等からの調達の推進が図られるよう努める。
- (3) イベント等での記念品、施策周知のための啓発用物品などに障害者就労施設等の物品の活用を積極的に検討する。
- (4) 障害者就労施設からの調達の推進にあたっては、地元中小企業、シルバー人材センターなどに十分配慮するよう努める。
- (5) 物品、役務の契約にあたっては、地方自治法施行令及び能勢町財務規則の規定による。

7 調達目標及び調達実績の公表

- (1) 調達目標額については、前年度調達した実績額を上回ることを目標として設定する。
- (2) 本町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針・目標を定めたときは、町ホームページ等により速やかに公表する。
- (3) 担当窓口は、翌年度の6月までに調達実績の概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

本調達方針に関する担当窓口は、障がい福祉担当課とする。

9 その他

障害者就労施設等から物品等の調達に資するよう、必要に応じて本調達方針の見直しを行うものとする。